

大川広域行政組合職員の人事評価結果に関する苦情相談取扱要綱

〔平成30年3月28日〕
要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大川広域行政組合職員の人事評価に関する規程（平成30年大川広域行政組合訓令第3号）第14条第7項に規定する職員の人事評価の結果に関する苦情相談（以下「苦情等」という。）の申出について、その方法及び手続等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(苦情等の申出)

第2条 職員は苦情等があるときは、人事評価の結果に対する苦情等申出書（様式第1号。以下「苦情等申出書」という。）により申出を行うものとする。

(苦情等申出書の提出)

第3条 苦情等申出書は、事務局長に提出するものとする。

2 苦情等申出書を受理した事務局長は、速やかに事実を確認するとともに、人事評価の結果について審議の必要があると認められる場合には、審議機関にこれを諮るものとする。

(苦情等に対する審議機関)

第4条 前条第2項に規定する審議機関は、大川広域行政組合職員人事評価検討委員会（以下「検討委員会」という。）とする。

(審議結果の通知)

第5条 検討委員会は、苦情を申し出た職員に対して苦情等審議結果通知書（様式第2号）により審議の結果を通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。